第6期鳥栖市障害者福祉計画及び
第8期鳥栖市障害福祉計画・
第4期鳥栖市障害児福祉計画

【計画素案】

資料中、青い部分は大きな修正をしたもの
新規項目については、【新規】と記載

令和8年8月

鳥　栖　市

音声
コード

目 次

第1章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の位置づけ 3
3　計画の期間 4
4　計画の策定体制 5

第2章　障害のある人を取り巻く現状 6
1　人口動態 6
2　身体障害のある人の現状 7
3　知的障害のある人の現状 10
4　精神障害のある人の現状 11
5　難病患者の現状 12
6　障害のあるこどもの就学等の現状 13
7　障害のある人の雇用の現状 15
8　障害者手帳所持者アンケート結果にみる障害のある人のニーズ 16

第3章　計画の基本的な考え方 18
1　計画の基本理念 18
2　計画の基本的視点 19
3　計画の施策体系 20

第4章　施策の現状と課題及び今後の取組 21
1　理解促進、交流、権利擁護 21
2　生活支援 26
3　保健・医療 33
4　教育、スポーツ・文化芸術活動等 38
5　雇用・就業、経済的自立の支援等 42
6　生活環境 46
7　情報アクセシビリティ 49
8　安全・安心 51

音声
コード

第5章　成果目標と活動指標の設定 55
1　令和11年度の成果目標 55
2　障害福祉サービスの見込量 63
3　障害児福祉サービスの見込量 71
4　地域生活支援事業の見込量 74

第6章　計画の推進体制 80
1　関係機関等との連携 80
2　計画の進捗管理 80

◇ 障害の「害」の表記について
　国の障がい者制度改革推進本部では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示されました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。さまざまな検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討をしながら、適切な表記について協議していきたいと思います。

音声
コード

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者の権利に関する条約」の理念の実現や障害のある人を取り巻く制度改革、社会環境の変化を踏まえ、令和3年3月に「第5期鳥栖市障害者福祉計画」及び「第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、令和6年3月には「第7期鳥栖市障害福祉計画・第3期鳥栖市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の計画的な提供体制の整備を進めてきました。

この間、国の障害福祉分野においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」や児童福祉法に基づく制度の充実が図られるとともに、「障害者基本計画（第5次）」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」の改正を踏まえ、地域生活への移行や地域における生活支援体制の充実、相談支援体制の強化、就労支援の推進、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。また、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供、情報アクセシビリティの向上など、障害のある人の権利擁護や社会参加の推進に加え、災害時や感染症発生時においても、必要な障害福祉サービス等が継続して提供される体制の整備が進められています。

また、少子高齢化や人口減少の進行、障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化、医療的ケアを必要とする人への支援など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑化するニーズに対応した支援体制の構築が求められています。

このような国の制度動向や社会情勢の変化、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、本市では障害者施策の基本的な方向性を示す「第6期鳥栖市障害者福祉計画」と、障害福祉サービス等の提供体制及び必要なサービス量を定める「第8期鳥栖市障害福祉計画・第4期鳥栖市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人が住み慣れた地域で、自らの意思に基づき自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

なお、障害者福祉計画の計画期間は6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、法令に基づき3年ごとに見直しを行うとともに、社会情勢や制度改正等に応じて必要な見直しを行います。

音声コード

■障害者施策関連法令などの動向

年	国の動き
平成 29 年	**◆「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」発表** ・「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進 ・「包括的支援体制」の構築
平成 30 年	**○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行** ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等
令和元年	**○[改正] 障害者雇用促進法 施行** ・障害者活躍推進計画の策定を義務化 ・障害者雇用の促進及び職場定着の強化
令和2年	**○[改正] 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 施行** ・公共交通事業者等によるソフト対策の強化 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和4年	**○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行** ・障害者の情報の取得、意思疎通支援に関する施策の推進
令和5年	**●障害者基本計画（第5次）策定 （計画期間：令和5年度～令和9年度）** ・今後の障害者施策の基本的方向を示す ・情報アクセシビリティ、障害児支援、就労支援等を推進 **◆こども家庭庁の発足** ・障害児支援とこども施策の一体的推進 ・インクルージョンの推進や児童発達支援センターの機能強化 **●障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期） 策定** ・障害者の文化芸術活動の推進施策を充実
令和6年	**○[改正] 障害者差別解消法 施行** ・民間事業者による合理的配慮の提供を義務化 **○[改正] 障害者総合支援法 施行** ・地域生活支援の充実 ・就労支援及び障害者雇用との連携強化 ・精神障害者等への支援体制の充実 **○[改正]難病の患者に対する医療等に関する法律 施行** ・難病に関する調査、研究の推進 ・指定難病に係る情報の収集、提供体制の整備
令和7年	**○障害福祉サービス等の提供体制に関する基本指針の改正** ・第8期障害福祉計画の策定に向けた基本的な方向性の提示
令和8年	**○[改正]障害者雇用促進法 施行** ・民間企業の法定雇用率 2.7%への引き上げ ・障害者雇用の対象となる事業主の範囲が拡大
令和9年	**○[改正]医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律 施行** ・法律名を変更し、支援対象を18歳以上の成人期（医療的ケア者）や重症心身障害者まで拡大 ・日常生活支援（レスパイト、通学支援等）や成人期以降の就労、住居、生涯学習支援の強化

★：条約関係　○：法令関係　●：計画関係　◆：施策関係　・：内容の説明

音声コード

2 計画の位置づけ

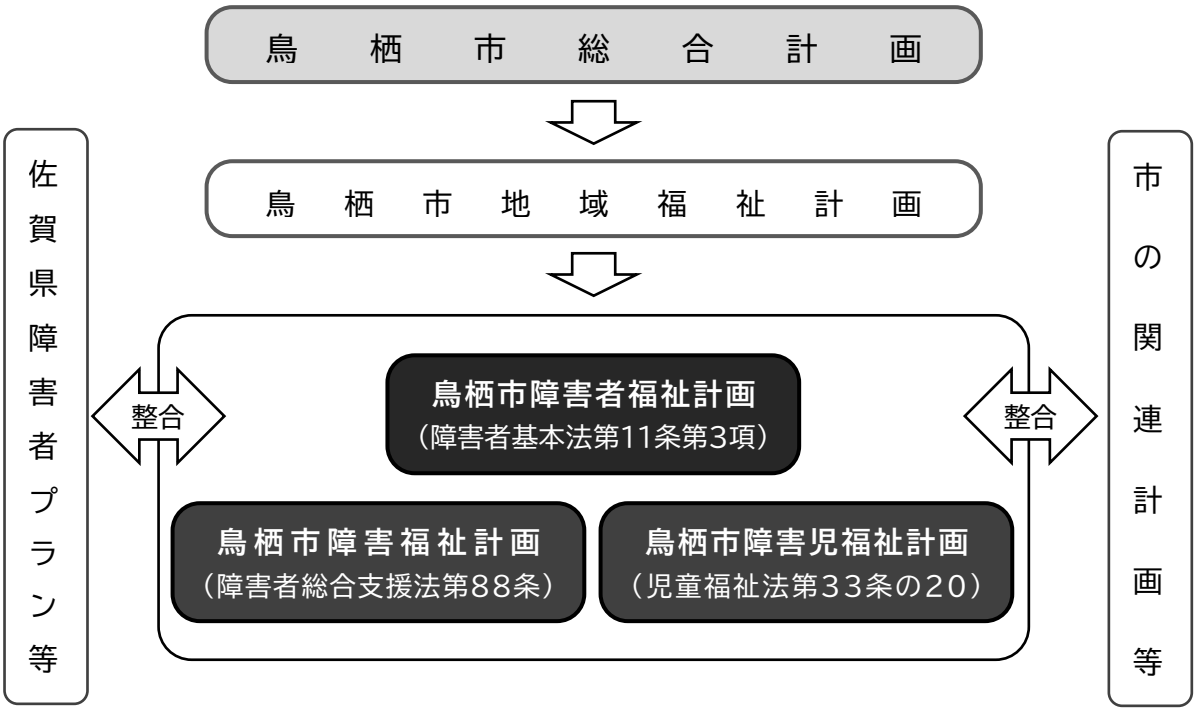
「第6期鳥栖市障害者福祉計画及び第8期鳥栖市障害福祉計画・第4期鳥栖市障害児福祉計画(以下、「本計画」という。)」は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

鳥栖市障害者福祉計画は、市における障害のある人に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

一方、鳥栖市障害福祉計画及び鳥栖市障害児福祉計画は、障害者福祉計画の中の「生活支援」に係る障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する短期の計画です。

また、本計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画」や「鳥栖市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合を図っています。

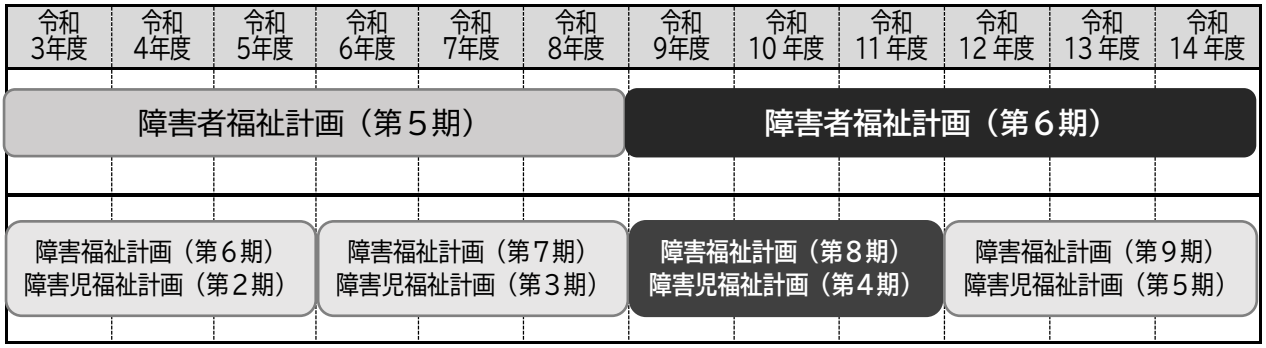
■計画の位置づけ



音声コード

3 計画の期間

本計画のうち、障害者福祉計画は令和9年度から令和14年度までの6か年計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3か年計画とします。



音声コード

4 計画の策定体制

(1)策定委員会等の設置

本計画の策定を行うにあたり、福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部署で構成する「鳥栖市障害者福祉推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者、市民の代表者で構成する「鳥栖市障害者福祉計画策定委員会」及び「鳥栖市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ねました。

(2)アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある人の日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望、市民の障害のある人との関わりや障害者福祉に関する意識等を把握し、策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	①鳥栖市内在住の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を持つ市民 1,000 人
	②鳥栖市内在住の 20 歳以上の市民 2,000 人
調査方法	郵送による配布、郵送及びWEBによる回収
調査期間	令和8年2月16日～令和8年3月2日
回収結果	①配布数:1,000 件　有効回収数:469 件(有効回収率:46.9%)
	②配布数:2,000 件　有効回収数:467 件(有効回収率:23.4%)

(3)障害者団体及び事業者ヒアリング調査の実施

障害のある人や障害のあるこどもの生活全般にわたる現状と課題、あるいは障害のある人や障害のあるこどもに関する事業(サービス)の利用上の課題及び今後の施策・サービスに対するニーズを把握するため、関係団体及び機関にヒアリング調査を行いました。

(4)パブリックコメントの実施

※実施後に記載します。

音声コード

第2章　障害のある人を取り巻く現状

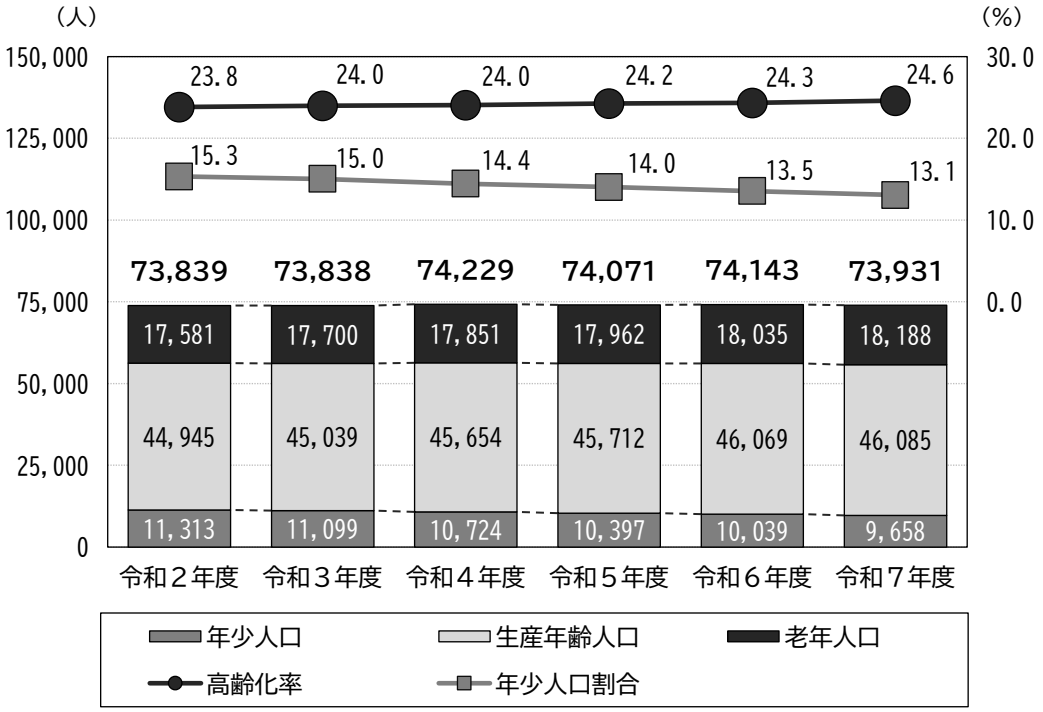
1　人口動態

本市の総人口は令和7年度末現在で 73,931 人となっており、令和2年度以降、概ね横ばいで推移しています。

年齢3区分別では、年少人口（15 歳未満）が令和2年度の 11,313 人から令和7年度で 9,658 人となり、5年間で 1,655 人の減少がみられます。一方で、生産年齢人口（15～64 歳）は令和2年度から 1,140 人増加し、令和7年度で 46,085 人、老年人口（65 歳以上）は 607 人の増加で 18,188 人となっています。

また、構成比をみると、年少人口割合は、令和2年度の 15.3%から令和7年度の 13.1%へと 2.2 ポイント下降しているのに対し、高齢化率は令和7年度で 24.6%となっており、令和2年度の 23.8%から緩やかに増加しています。

■年齢3区分別人口及び高齢化率等の推移



※各年度末現在　　資料：住民基本台帳

音声コード

2 身体障害のある人の現状

(1)身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和8年3月末現在 2,631 人(総人口の 3.6%)となっており、うち 65 歳以上の高齢者が 1,917 人で全体の 72.9%を占めています。

障害種別で見ると、肢体不自由が 1,371 人(52.1%)と最も多く、次いで、内部障害が 847 人(32.2%)と続いています。

等級別では、1級が 805 人(30.6%)と最も多く、重度障害者である1、2級を合わせると 1,157 人となり、全体の 44.0%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数 (単位:人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18 歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18～64 歳	9	12	3	2	9	2	37
	65 歳以上	39	47	8	9	9	3	115
	合計	48	60	11	11	18	5	153
聴覚・平衡機能障害	18 歳未満	2	6	1	1	0	3	13
	18～64 歳	2	12	7	11	1	17	50
	65 歳以上	3	22	22	45	3	74	169
	合計	7	40	30	57	4	94	232
音声・言語障害	18 歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64 歳	0	0	3	6	0	0	9
	65 歳以上	0	2	11	5	0	0	18
	合計	0	2	14	12	0	0	28
肢体不自由	18 歳未満	20	7	4	0	1	3	35
	18～64 歳	92	63	43	58	62	37	355
	65 歳以上	131	172	154	253	200	71	981
	合計	243	242	201	311	263	111	1,371
内部障害	18 歳未満	14	0	2	1	0	0	17
	18～64 歳	122	3	23	48	0	0	196
	65 歳以上	371	5	114	144	0	0	634
	合計	507	8	139	193	0	0	847
合計	18 歳未満	36	14	7	3	1	6	67
	18～64 歳	225	90	79	125	72	56	647
	65 歳以上	544	248	309	456	212	148	1,917
	合計	805	352	395	584	285	210	2,631

※令和8年3月末現在 資料:福祉行政報告例

音声コード

（2）等級別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の等級別身体障害者手帳所持者数の直近5年における推移は下表のとおりで、総数を見ると令和3年度から令和7年度にかけて概ね横ばいとなっています。

等級別では、6級の増加率がその他の等級よりも高くなっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

等　級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1　級	813	815	813	792	805
2　級	357	356	355	355	352
3　級	372	373	390	399	395
4　級	600	614	602	584	584
5　級	287	290	289	288	285
6　級	175	185	196	207	210
合　計	2,604	2,633	2,645	2,625	2,631

※各年度末現在　資料：福祉行政報告例

（3）障害種別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

令和3年度から令和7年度までの推移を障害種別で見ると、内部障害は増加傾向、肢体不自由は減少傾向となっており、その他の障害は横ばい傾向にあります。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

障害種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障害	148	156	150	149	153
聴覚・平衡機能障害	220	219	220	227	232
音声・言語障害	30	29	29	29	28
肢体不自由	1,442	1,444	1,430	1,389	1,371
内部障害	764	785	816	831	847
合計	2,604	2,633	2,645	2,625	2,631

※各年度末現在　資料：福祉行政報告例

音声コード

（4）年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

令和3年度から令和7年度までの推移を年齢階層別に見ると、65 歳以上は増加傾向、その他の区分は横ばい傾向となっています。

■年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18 歳未満	64	63	64	68	67
18～64 歳	673	671	672	686	647
65 歳以上	1,867	1,899	1,909	1,871	1,917
合計	2,604	2,633	2,645	2,625	2,631

※各年度末現在　資料：福祉行政報告例

音声コード

3 知的障害のある人の現状

(1)障害程度別療育手帳所持者数の推移(直近5年)

本市の療育手帳所持者数は、令和7年度末現在 812 人(総人口の 1.1%)で、令和5年度から増加傾向にあります。

障害程度別に見ると、重度のA判定は令和3年度から令和7年度にかけて減少している一方で、軽度のB判定は令和5年度から増加が続き、令和7年度では 633 人と全体の78.0%を占めています。

■障害程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A 判定	253	254	171	176	179
B 判定	435	434	580	604	633
合計	688	688	751	780	812

※各年度末現在 資料:佐賀県総合福祉センター

(2)年齢階層別療育手帳所持者数の推移(直近5年)

年齢階層別に見ても、すべての年齢階層を通じて増加傾向にあり、特に、18 歳未満と18～64 歳の増加率は 65 歳以上の増加率よりも高くなっています。

■年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18 歳未満	180	172	199	213	219
18～64 歳	439	447	476	491	517
65 歳以上	69	69	74	76	76
合計	688	688	749	780	812

※各年度末現在 資料:佐賀県総合福祉センター

音声コード

4 精神障害のある人の現状

(1)等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(直近5年)

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年度末現在 1,010 人(総人口の1.4%)となっており、令和3年度からの推移を見ると、一貫して増加傾向にあります。

等級別では各年度とも2級が最も多く、令和7年度では全体の 60.3%を占めています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

等 級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 級	40	40	41	37	31
2 級	441	477	545	589	609
3 級	258	287	296	328	370
合 計	739	804	882	954	1,010

※各年度末現在 資料:佐賀県精神保健福祉センター

(2)年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(直近5年)

年齢階層別に見ると、令和7年度では 40 歳代が 191 人と最も多く、次いで、50 歳代が 190 人と続いています。また、令和3年度と比較すると、20 歳代、30 歳代の増加率が高くなっています。

■年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10 歳未満	28	25	20	20	26
10 歳代	99	118	129	137	136
20 歳代	83	95	127	144	149
30 歳代	86	96	120	138	155
40 歳代	166	178	171	178	191
50 歳代	142	158	166	187	190
60 歳代	88	88	91	92	105
70 歳代	41	42	54	52	52
80 歳代	6	4	3	6	6
90 歳以上	0	0	1	0	0
合計	739	804	882	954	1,010

※各年度末現在 資料:佐賀県精神保健福祉センター

音声コード

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「改正児童福祉法」の施行により、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等を対象とした医療費助成制度が開始され、その後も対象疾病の拡大や制度の充実が図られています。令和7年4月1日より、指定難病は348疾病、小児慢性特定疾病は16疾患群・801疾病が医療費助成対象となっています。

また、障害者総合支援法では、難病患者等も障害福祉サービス等の対象となっており、対象疾病についても段階的な見直しが行われています。

本市における令和7年度の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は 681 人、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は 65 人となりました。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移　（単位：人）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	586	633	650	669	681
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	83	82	74	72	65

※各年度末現在　資料：鳥栖保健福祉事務所

音声コード

6 障害のあるこどもの就学等の現状

(1)市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

■特別支援学級及び通級指導教室の状況

区　分				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特別支援学級	知的障害	小学校	学級数	23	23	21	23	23	20
			児童数	138	138	130	140	150	118
		中学校	学級数	6	7	10	10	9	9
			生徒数	33	40	56	58	53	46
	自閉症・情緒障害	小学校	学級数	54	56	60	64	69	70
			児童数	311	328	355	376	399	411
		中学校	学級数	17	18	17	21	21	19
			生徒数	100	121	110	120	120	119
	肢体不自由	小学校	学級数	5	3	1	1	1	1
			児童数	6	4	1	2	1	1
		中学校	学級数	0	2	1	1	1	0
			生徒数	0	1	1	1	1	0
	弱視	小学校	学級数	0	1	2	1	1	1
			児童数	0	1	2	1	1	1
		中学校	学級数	0	0	0	1	1	1
			生徒数	0	0	0	1	1	1
	病弱	小学校	学級数	6	6	3	3	4	2
			児童数	12	11	7	5	5	2
		中学校	学級数	3	3	2	1	1	2
			生徒数	4	3	2	1	2	2
	難聴	小学校	学級数	3	4	3	1	1	0
			児童数	3	4	3	1	1	0
		中学校	学級数	2	1	1	1	1	0
			生徒数	3	2	2	2	1	0
	小計	学級数		119	124	121	128	133	125
		児童生徒数		610	653	669	708	735	701

※各年5月1日現在　　資料:鳥栖市学校教育課

音声コード

区　分				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通級指導教室	LD・ADHD	小学校	学級数	4	4	5	5	6	10
			児童数	94	79	82	89	115	156
		中学校	学級数	1	2	2	2	2	3
			生徒数	8	21	29	28	26	45
	言語障害	小学校	学級数	2	2	2	2	2	2
			児童数	34	34	30	30	29	28
	小計	教室数		7	8	9	9	10	15
		児童生徒数		136	134	141	147	170	229
特別支援学級・通級指導教室　合計		学級・教室数		126	132	130	137	143	140
		児童生徒数		746	787	810	855	905	930

※各年5月1日現在　　資料：鳥栖市学校教育課

（2）特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

■特別支援学校の状況

種　別	学校名	所在地	鳥栖市からの在学者数（人）			
			小学部	中学部	高等部	計
知的障害	鳥栖特別支援学校	鳥栖市	43	9	11	63
肢体不自由	中原特別支援学校（本校）	みやき町	1	1	2	4
病弱	中原特別支援学校（本校）	みやき町	1	1	3	5
知的障害	中原特別支援学校（本校）	みやき町	0	2	1	3
病弱	中原特別支援学校（分校）	みやき町	6	1	0	7
難聴	福岡県立久留米聴覚特別支援学校	久留米市	2	0	1	3
肢体不自由	金立特別支援学校	佐賀市	0	0	1	1
合　計			53	14	19	86

※令和8年5月1日現在　　資料：鳥栖市学校教育課

音声コード

7 障害のある人の雇用の現状

(1)鳥栖市内企業の障害のある人の雇用状況

令和7年6月1日現在、鳥栖市内にある企業の障害のある人の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.5%※1)を達成している企業は 62 社中 31 社で、達成率は 50.0%となっています。

■鳥栖市内企業の障害のある人の雇用状況

企業数（社）	労働者数（人）	障害者数（人）	障害者雇用率（%）	法定雇用率達成企業数（社）	法定雇用率達成企業の割合（%）
62	10773.5	275	2.55	31	50.0

※令和7年6月1日現在　　資料:佐賀労働局

※1 ： 法定雇用率は令和7年6月1日現在の割合であり、令和8年7月以降は 2.7%へ引き上げ

(2)市の行政機関における障害のある人の雇用状況

令和8年6月1日現在、市の行政機関における障害者の実雇用率は 2.53%となっており、令和7年度の 2.88%から 0.35 ポイント減少しています。

■鳥栖市の行政機関(市長部局)における障害のある人の雇用状況

年　度	職員数（人）	対象職員数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	不足数
令和7年度	782.5	782.5	22.5	2.88	0
令和8年度	770	770	19.5	2.53	1.5

※各年6月1日現在　　資料:鳥栖市総務課

音声コード

8 障害者手帳所持者アンケート結果にみる障害のある人のニーズ

※(1)～(3)のグラフは、次回計画案で作成します。

(1)幼稚園、保育所、学校に望むこと

通園・通学をしている人のうち、身体障害のある人では、「能力や障害の状態に応じた保育・教育をしてほしい」「保育士・教員・職員に障害特性を理解してほしい」「周囲のこどもたちの障害理解のための取組をしてほしい」などの項目が上位となっています。

知的障害のある人では、「保育士・教員・職員に障害特性を理解してほしい」「能力や障害の状態に応じた保育・教育をしてほしい」「保育士・教員・特別支援教育支援員(スクールアシスタント)などの人員配置(加算等)を充実してほしい」などの項目が上位となっています。

精神障害のある人では、「能力や障害の状態に応じた保育・教育をしてほしい」「保育士・教員・職員に障害特性を理解してほしい」「障害特性や合理的配慮を原因とする周囲のこどもや保護者とのトラブルの際や、トラブルを予防するために、本人や保護者に寄り添った対応をしてほしい」などの項目が上位となっています。

(2)障害のある人や病気を抱える人が働くため、働き続けるために必要なこと

身体障害のある人では、「職場の障害のある人への理解」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「通勤手段の確保」などの項目が上位となっています。

知的障害のある人では、「職場の障害のある人への理解」「通勤手段の確保」「ジョブコーチなど、仕事に慣れるまで指導を行ったり、相談にのってくれる支援者」などの項目が上位となっています。

精神障害のある人では、「職場の障害のある人への理解」「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」「ジョブコーチなど、仕事に慣れるまで指導を行ったり、相談にのってくれる支援者」などの項目が上位となっています。

音声コード

(3)障害のある人にとって暮らしやすいまちになるために重要なこと

身体障害のある人では、「障害のある人のための交通移動手段の充実」が 32.0%と最も高く、次いで「医療的なケアが必要な人への支援の充実」(27.8%)、「保健・医療制度の充実」(27.2%)となっています。

知的障害のある人では、「雇用・就労の場の確保」が 40.9%と最も高く、次いで「障害のある人のための交通移動手段の充実」(34.8%)、「障害のある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善」(30.3%)となっています。

精神障害のある人では、「雇用・就労の場の確保」が 43.6%と最も高く、次いで「様々な情報提供、相談等ができる窓口の設置」(30.8%)、「障害のある人への理解の啓発」(26.9%)となっています。

音声コード

第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

障害のあるなしに関わらず、
すべての市民が安全・安心に、自分らしく
ともに暮らせる「地域共生社会」の実現

障害のある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を営む権利が保障されるとともに、地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが重要です。また、障害を理由とする差別や権利侵害のない社会を実現するためには、市民一人ひとりが障害及び障害のある人への理解を深め、互いに認め合い、支え合う意識を育むとともに、障害のある人の権利を尊重する取組を進めていくことが求められます。

本計画では、第5期鳥栖市障害者福祉計画の基本理念である「障害のあるなしに関わらず、すべての市民が安全・安心にともに暮らせる『地域共生社会』の実現」を継承・発展させるとともに、障害のある人一人ひとりの意思や希望が尊重され、その人が望む生活を自分らしく送ることができるという視点を明確にします。第7次鳥栖市総合計画後期基本計画が掲げる将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち　鳥栖－“鳥栖スタイルの深化”－」や、基本目標である「安全で安心して暮らせるまち」「誰もがいきいきと暮らせるまち」との整合を図り、国の「障害者基本計画（第5次）」の理念を踏まえ、障害のある人もない人も、一人ひとりが地域社会の一員として自分らしく暮らし、社会参加や活躍の機会が確保される「地域共生社会」の実現を目指します。

■本計画における自立とは

「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害のある人でもその能力を活用して社会活動に参加すること」を意味しており、自己決定が困難な方についても、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くすことで自らの意思が反映された生活を営むことを表しています。

音声
コード

2 計画の基本的視点

前述の基本理念の実現に向けて、以下の 5 点を本計画の基本的な視点とします。

(1)障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人一人ひとりの意思や希望、自己決定を尊重するとともに、必要な意思決定支援を行い、本人が希望する地域で自分らしい生活を送り、社会参加や自己実現が図られるよう支援を推進します。

(2)地域共生社会の実現に向けた地域づくり

障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いを推進するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労など関係機関や地域住民との連携・協働を強化し、互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域共生社会の実現を目指します。

(3)社会参加を支える環境づくり

障害や障害のある人への理解促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供、バリアフリー及び情報アクセシビリティの向上を推進し、誰もが安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

(4)権利擁護の推進と多様なニーズに対応した包括的な支援体制の充実

障害のある人の権利擁護を推進するとともに、障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化、医療的ケアを必要とする人への支援など、多様化・複雑化するニーズに対応するため、相談支援をはじめとする保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図ります。

(5)ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて必要な支援が切れ目なく提供されるよう、一人ひとりの状況や成長、生活環境の変化に応じた継続的な支援を推進します。ライフステージの移行に伴う制度や支援機関等の変更等により支援が途切れることのないよう、関係機関の連携を強化し、市として必要な支援につなぐ体制の充実を図ります。

音声コード

3 計画の施策体系

本計画では以下の 8 つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取組を定めます。

基本理念	施策分野	施策項目
障害のあるなしに関わらず、すべての市民が安全・安心に、自分らしくともに暮らせる「地域共生社会」の実現	1 理解促進・権利擁護・交流	（1）障害のある人への理解と差別解消の促進
		（2）権利擁護の推進
		（3）地域住民等との交流の促進
	2 生活支援	（1）相談支援及び地域生活支援体制の充実
		（2）福祉サービス等の充実
		（3）障害児支援の充実
	3 保健・医療	（1）保健・医療・リハビリテーションの充実
		（2）精神保健施策の推進と精神障害のある人への支援の充実
		（3）障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療
	4 教育、スポーツ・文化芸術活動等	（1）インクルーシブ教育の推進
		（2）スポーツ・文化芸術活動等の振興
	5 雇用・就業、経済的自立の支援等	（1）雇用・就業の促進
		（2）総合的な就労支援の充実
		（3）経済的自立の支援
	6 生活環境	（1）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
		（2）住宅環境の整備
	7 情報アクセシビリティ	（1）情報収集・提供の充実
		（2）コミュニケーション支援の充実
	8 安全・安心	（1）防災対策の推進
		（2）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

音声コード

第4章　施策の現状と課題及び今後の取組

1　理解促進・権利擁護・交流

障害のある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を営む権利が保障されるとともに、障害のあるなしに関わらず、すべての人が地域社会の一員として、互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現が重要です。

しかし、障害や障害のある人に対する理解不足や誤解を背景とした差別や偏見、社会的障壁は依然として存在しています。このため、障害や障害のある人への理解促進や合理的配慮の普及を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進します。

また、障害のある人の権利擁護を推進するため、虐待の防止や成年後見制度の利用促進、意思決定支援の充実に取り組みます。

さらに、地域、学校、職場、各種行事など様々な場面で、障害のある人とない人が交流し、相互理解を深める機会の充実を図ることで、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らし、活躍できる地域づくりを推進します。

(1)障害のある人への理解と差別解消の促進

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、日常生活や地域で、障害のある人に対する差別・疎外感を感じることが「ある」と回答した人の割合は 16.2%となっており、前回調査（22.6%）より 6.4 ポイント減少しています。

・障害種別では、身体障害のある人（9.2%）に比べ、知的障害のある人（39.4%）、精神障害のある人（30.8%）で差別や疎外感を感じる割合が高くなっています。

・差別・偏見、疎外感を感じる具体的な場面は、身体障害のある人と知的障害のある人では「街角での人の視線」（身体 48.3%、知的 76.9%）、精神障害のある人では「仕事や収入」（54.2%）が最も高くなっています。

・市民アンケート調査では、障害者差別解消法を「知らない」と回答した割合が 70.7%となっており、市民への制度の周知や障害への理解促進が課題となっています。

・本市では、「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、市民、企業、職員等を対象とした学習会や研修会を実施するとともに、学校においても人権集会や道徳の授業、車いす体験等の体験学習を通じて、多様性を認め合い、互いを尊重する意識の醸成に取り組んでいます。

音声コード

・障害のある人が社会参加しやすい環境づくりの一環として、選挙における投票所のバリアフリー化や投票支援など、障害特性に配慮した合理的配慮の提供に取り組んでいます。
・ヒアリング調査では、「障害に対する理解が進んでいないと感じることがある」との意見があり、障害への理解促進や合理的配慮の普及、障害を理由とする差別の解消に向けた継続的な普及啓発が求められています。
・障害のある人への理解を深めるためには、「障害のある人と接し、話を聞くことが理解につながる」との意見もあり、障害のある人との交流や当事者の声に触れる機会を充実させていくことが求められています。発達障害や精神障害など外見からはわかりにくい障害について、障害特性が十分に理解されないことにより、家族や地域との関係づくりの難しさや孤立につながる事例も見受けられるとの意見もあり、障害特性や障害のある人が抱える困難について、地域全体で理解を深める取組が必要です。
・「学校教育においても、理解促進事業などを活用した普及啓発が行われているが、副教材等を活用し、中学生段階から障害について学ぶ機会を設けることで、より理解促進につながるのではないか」との意見もあり、学校教育を通じた理解促進の取組の充実が求められています。

【今後の取組】

① 市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実 【高齢障害福祉課】

障害特性や障害のある人とコミュニケーションを図る上での留意点などを記載した国や県の啓発パンフレット等の啓発資料を配布するとともに、市報や市ホームページ等を利用した啓発・広報活動に努め、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

②「障害者週間」等の周知 【高齢障害福祉課】

「障害者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）」、「障害者の日（12 月 9 日）」及び「障害者雇用支援月間（9 月）」の周知を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

音声
コード

③ 学校教育における人権教育･福祉教育の充実 【学校教育課】

障害のある人への正しい理解を深め、共生社会を実現するために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。
また、小中学校における障害のある人やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます

④ 生涯学習における福祉講座等の充実 【高齢障害福祉課･生涯学習課】

障害者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会の充実に努めます。

⑤ 障害のある人への差別解消の推進 【高齢障害福祉課･全課】

国や県と連携しながら、障害のある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

⑥ 市職員の理解の促進 【総務課･高齢障害福祉課】

障害者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上に努めます。

⑦ 選挙等における配慮 【選挙管理委員会事務局】

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置、点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。あわせて、投票に支援が必要な人へ代理投票等の配慮を行い、障害のある人等が投票しやすい環境に努めます。

音声
コード

⑧ ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動 【高齢障害福祉課】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。

（2）権利擁護の推進

【現状と課題】

・令和7年度の総合相談支援センターキャッチの委託相談活動実績報告書によると、1市3町合計で権利擁護に関する相談が 188 件となっています。

・ヒアリング調査では、虐待相談が増えている状況があるとの意見がありました。障害福祉サービス事業所職員の知識や経験不足により、虐待につながる場合も考えられるため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会においては、虐待防止の研修会等を開催し、事業所職員の知識向上や意識啓発に取り組んでいます。

・家族等による不適切な金銭管理や経済的虐待が疑われる事例もあることから、障害のある人の権利を守るため、関係機関と連携した早期発見・早期対応の体制づくりが必要です。

・障害のある人の権利を守り、安心して地域生活を送ることができるよう、虐待防止の取組に加え、成年後見制度の利用促進や意思決定支援の充実など、権利擁護に関する取組を推進していく必要があります。

【今後の取組】

①　障害のある人への虐待防止 【高齢障害福祉課】

障害のある人への虐待防止に関する啓発や鳥栖市障害者虐待防止センターに設置されている相談窓口の周知に努めるとともに、佐賀県社会福祉士会や関係団体との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

② 障害のある人の権利擁護の充実 【高齢障害福祉課】

鳥栖市社会福祉協議会や鳥栖・三養基地域自立支援協議会と連携しながら、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の普及を推進し、成年後見制度の活用を促進することにより、障害のある人の権利擁護の充実に努めます。

音声コード

③ 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築 【高齢障害福祉課】

権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークの構築、市民後見の推進に向けた取組、成年後見制度の周知に努めます。

(3)地域住民等との交流の促進

【現状と課題】

・障害のある人が地域で安心して暮らし、社会参加を進めるためには、地域住民との交流や相互理解を深める機会の充実が重要です。

・本市では、とす市民活動センターにおいて、毎月発行する「クローバー便り」により、市内で活動する団体等の活動情報を発信するとともに、市民活動への参加や交流の促進を図っています。また、とす市民活動センターは、市民活動や地域交流の場として活用されており、地域における交流機会の創出につながっています。

・ヒアリング調査では、鳥栖市ボランティア連絡協議会に所属するボランティア団体において、会員の高齢化や後継者不足により、団体の存続や活動規模の縮小が懸念されるとの意見がありました。

・障害福祉サービス事業者等が地域との交流機会を積極的に設けることが必要であるとの意見や、障害や障害のある人に対する理解や関わりについて、地域によって差があると感じるとの意見がありました。

・障害のある人も地域の一員として地域活動や交流の場に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、障害への理解促進や地域で支え合う取組を推進する必要があります。

【今後の取組】

① 啓発イベントと交流の充実 【高齢障害福祉課・市民協働課】

障害のある人が地域社会の一員として地域への関心を高めていくために、福祉事業所や関係団体との連携により障害のある人の地域活動への参加を促進します。

このために、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

また、障害のある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

音声コード

② 地域の活動・行事の中での交流の促進 【高齢障害福祉課】

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、自治会や子ども会等が地域で行う行事の中で、障害のある人の地域生活について共に考える機会を持つことが重要です。障害のある人が積極的に参加でき、交流の輪がさらに広がるよう努めます。

③ 交流の場の利用促進 【高齢障害福祉課】

障害のある当事者同士が集まって情報交換・悩み相談をする場や障害のあるなしに関わらず誰でも参加できる交流の場の利用促進に努めます。

④ ボランティア活動等の促進 【市民協働課・高齢障害福祉課】

とす市民活動センターや鳥栖市社会福祉協議会と連携し、市内を中心に活動するＮＰＯやボランティア団体等の情報提供を行うとともに、各種市民活動の情報発信を行うことで市民のボランティア活動等に対する関心や理解を深め、市民活動の活性化を図ります。

また、鳥栖市社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成講座や、中学生を対象としたボランティア体験学習を行います。

2 生活支援

障害のある人一人ひとりが、本人の意思や希望に基づき、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、本人を中心とした生活支援体制の充実を図ることが重要です。このため、多様化・複雑化するニーズに対応した相談支援や障害福祉サービス等の充実を図るとともに、障害児支援の充実や保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関との連携を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(1)相談支援及び地域生活支援体制の充実

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、生活する上で困った時の相談相手は、「家族や親戚」(80.6%)が最も高く、次いで「医療機関やその関係者」(26.7%)、「友人や知人」(16.6%)となっており、家庭や親戚が主な相談先となっています。

音声コード

・相談について困ることは、「困ることはない」を除くと、「相談したいことを自分でうまく伝えることができない」（16.2％）、「相談先の探し方や調べ方がわからない」（12.2％）の割合が高くなっています。
・ヒアリング調査では、こどもから大人へのライフステージの移行期における相談支援の継続性が課題としてあげられました。こどもの頃は保護者を中心とした支援となる場合が多いため、成人期への移行に際して、本人と相談支援者との関係づくりや、関係機関間での情報共有・連携のあり方について課題があるとの意見がありました。
・障害のある人やその家族が必要な時に適切な相談支援につながることができるよう、相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、多様化・複雑化するニーズに対応するため、保健、医療、福祉、教育、就労など関係機関が連携した相談支援体制の充実が必要となっています。

【今後の取組】

① 相談支援体制の充実 【高齢障害福祉課】

障害福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、基幹相談支援センターを中心とした市内外の各種相談機関との連携を図るとともに、その利用を促進するため、さらなる情報提供に努めます。

② ケアマネジメントの充実 【高齢障害福祉課】

単に障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障害のある人のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。そのため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における相談支援部会の研修等を通じて、相談支援専門員の資質の向上を図り、障害のある人のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制のさらなる充実に努めます。

③ 鳥栖・三養基地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化 【高齢障害福祉課】

鳥栖・三養基地域自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障害のある人への支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携のさらなる強化に努めます。

音声コード

（2）福祉サービス等の充実

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、鳥栖市が暮らしやすいまちになるために重要なこととして、全体では「障害のある人のための交通移動手段の充実」（30.5%）が最も高くなっています。

・ヒアリング調査においても、外出や社会参加を支えるため、移動支援の充実を求める意見がありました。

・障害福祉サービス等を必要とする人が本人の状況やニーズに応じたサービスを適切に使用できるよう、サービス提供体制の充実や質の向上、人材の確保・育成を図る必要があります。

【今後の取組】

① 介護給付体制の充実 【高齢障害福祉課】

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度の障害のある人や医療的なケアが必要な人など、障害のある人の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

② 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実 【高齢障害福祉課】

在宅で生活している障害のある人が家族の急病等で在宅での対応が困難なときや、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、短期入所、日中一時支援の提供体制の充実に努めます。

③ 移動支援等の充実 【高齢障害福祉課】

障害のある人の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、福祉有償運送のサービスの確保や、重度心身障害者に対する福祉タクシー利用券の交付を継続するとともに、その周知に努めます。また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実に努めます。

音声
コード

④ 補装具・日常生活用具の利用促進 【高齢障害福祉課】

障害のある人の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障害のある人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。また、制度の周知を図り、必要な人が適切に利用できるよう、利用促進に努めます。

⑤ 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実 【高齢障害福祉課】

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の提供支援に努めます。

また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等と連携し、地域の障害のある人を支援するための体制整備に努めます。

(3)障害児支援の充実

【現状と課題】

・障害のあるこどもや発達に課題のあるこどもが、地域の中で安心して成長し学ぶことができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、こどもの成長段階に応じた相談支援体制を整備することが重要です。

・ヒアリング調査では、共働き世帯の増加などを背景に、保護者がこどもと向き合う時間を十分に確保することが難しいことや、発達支援について学校や障害児通所支援事業所等に任せる状況がみられるとの意見がありました。

・そのため、保護者がこどもの障害特性や適切な関わり方について学ぶ機会の充実や相談支援体制の充実を図るとともに、家庭と学校、障害児通所支援事業所等が連携し、保護者が主体的にこどもの成長に関わることができるよう支援することが必要であるとの意見がありました。

音声コード

・本市では、家庭児童相談システムを活用し、保健、医療、福祉、教育等の関係各課における相談支援に関する情報等の共有を図るとともに、令和7年度からは「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対する切れ目のない支援体制の整備を進めています。

・保育所や幼稚園等では、障害のあるこどもや発達に課題のあるこどもの受入れを行うとともに、保育所等訪問支援事業の周知、活用を進めています。引き続き、教育・保育施設における受入体制の充実や関係機関との連携強化を図る必要があります。

・医療的ケアを必要とするこどもについては、看護師の配置や訪問看護ステーション等の連携により、教育・保育の場における受け入れを進めています。今後も、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、安心して生活や学びを継続できる支援体制の充実が求められます。

・障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用ニーズに対応するとともに、こどもや保護者が必要な支援につながることができる相談支援体制の充実が必要です。

・障害のあるこどもやその保護者が地域で孤立することなく、必要な情報や支援を得られるよう、保護者同士の交流機会の確保や障害特性に配慮した情報提供を進める必要があります。

・外国人のこどもやその保護者についても、やさしい日本語や多言語による情報提供など、必要な支援につながるための環境整備が求められます。

【今後の取組】

① 相談支援体制の充実【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。

子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

音声
コード

② 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実
【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

障害のある子どもや発達に課題のある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

③ 障害児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実
【高齢障害福祉課・こども育成課】

障害のある子どもや発達に課題がある子どもが、保育所、幼稚園等で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園等での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

④ 医療的ケアを必要とするこどもに対する支援
【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

⑤ 教育相談・教育支援体制の充実 【高齢障害福祉課・学校教育課】

特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障害のある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

⑥ 障害児通所支援の充実 【高齢障害福祉課】

障害のある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実に努めます。

音声コード

⑦ 障害のあるこどもとその保護者同士の交流の促進 【高齢障害福祉課】

障害児とその保護者同士が交流の機会を持つことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談しあえる環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

⑧ 外国人への支援 【市民協働課】

外国人に必要な行政サービスについて、やさしい日本語や多言語での情報提供に努めます。また、専門的な相談や問い合わせについては、語学ボランティアや県の多言語コールセンターなどを活用し、相談に対応できる体制づくりに努めます。

音声
コード

3 保健・医療

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・リハビリテーションが相互に連携し、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することが重要です。

また、障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化、医療的ケアを必要とする人や難病のある人、高次脳機能障害のある人への支援など、多様化するニーズに対応するため、保健・医療・福祉が連携した支援体制の充実を図ります。

あわせて、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療、リハビリテーションの充実を推進するとともに、精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、精神保健医療体制や地域生活を支える支援体制の充実を図ります。

(1)保健・医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、鳥栖市が暮らしやすいまちになるために重要なこととして、身体障害のある人では「医療的なケアが必要な人への支援の充実」(27.8%)、「保健・医療制度の充実」(27.2%)と回答した人の割合が高くなっています。

・障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくためには、健康の保持・増進を図るとともに、障害の状態や生活状況に応じた必要な医療やリハビリテーションを継続して受けられる体制の充実が必要です。

・本市では、健康診査や保健指導等を通じて市民の健康づくりを推進するとともに、障害のある人が必要な医療や保健サービスにつながることができるよう、情報提供や受診環境の整備に努めています。

【新規】・高次脳機能障害のある人については、外見からは障害がわかりにくく、本人や家族が必要な支援につながりにくい場合があることから、医療機関や相談支援機関等の関係機関が連携し、早期の相談や必要な支援につなげる取組が必要です。

・重症心身障害のある人や医療的ケアを必要とする人、難病のある人などについては、継続的な医療や療養上の支援に加え、地域での生活を支えるための保健・医療・福祉等の連携重要です。障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化なども踏まえ、多様化するニーズに対応する支援体制の充実が求められています。

音声コード

【今後の取組】

① 障害のある人の保健に関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨
【健康増進課・保険年金課】

障害のある人の健康づくりや保健事業に関する情報提供の充実を図るとともに、障害のある人にも受診しやすい健診体制を整備し、障害のある人の受診率向上に努めます。

また、重症心身障害のある人や医療的ケアを必要とする人、難病のある人等が、必要な保健サービスや支援につながることができるよう、関係機関との連携した情報提供や相談支援に努めます。

② 医療及びリハビリテーション、福祉サービスの充実 【高齢障害福祉課】

重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

また、症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医療機関とのさらなる連携と鳥栖市障害福祉センターの活用の促進に努めます。

さらに、障害のある人が障害の状態や生活状況に応じて、必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、各種サービスの充実を図るとともに、重症心身障害のある人や医療的ケアを必要とする人、難病のある人など、多様なニーズに応じた支援体制の整備に努めます。

（2）精神保健施策の推進と精神障害のある人への支援の充実

【現状と課題】

・精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、適切な医療の提供とともに、保健、医療、福祉等が連携した支援体制の充実が必要です。

・本市では、市ホームページ等を活用した心の健康づくりや自殺予防に関する普及・啓発を行うとともに、「こころの相談」や関係機関の相談窓口の周知、健康診査や相談を通じた早期発見、早期対応、必要に応じた医療機関への受診勧奨等に取り組んでいます。

・小中学校では、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への相談支援、教職員への助言、研修を行うなど、学校における教育相談体制の充実を図っています。

音声
コード

・ヒアリング調査では、家族会に入会している人は福祉サービスに関する情報を得る機会がある一方で、そうではない家族の中には、障害や病気について周囲に相談できず、困りごとを抱えている人がいるとの意見がありました。また、相談の電話があっても、その後の継続的な支援や福祉サービスの利用につながっていないと思われるケースもあることから、本人や家族が必要な支援につながるための相談支援体制の充実が求められています。

・精神疾患や精神障害に対する理解促進を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、本人や家族が必要な支援につながる相談支援体制の充実を図ることが求められています。

【今後の取組】

① 周知・広報による制度の利用促進 【高齢障害福祉課】

自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、周知・広報による制度の利用促進を図ります。

② 精神障害に関する正しい知識の普及・啓発 【高齢障害福祉課・健康増進課】

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、メンタルヘルスや精神障害に関する正しい知識について普及・啓発を行います。

③ 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進 【高齢障害福祉課・健康増進課】

うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

音声コード

④ 心の健康づくりの推進 【健康増進課・学校教育課・高齢障害福祉課】

「鳥栖市自殺対策計画」に基づき、うつ病予防等の心の健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知を図るとともに、これらの知識の普及啓発に努めます。

精神疾患がある人や、その家族等が悩みを相談できる機関の情報提供に努めるとともに、相談支援事業所との連携を図り、社会復帰を促進します。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めます。

【新規】⑤ 精神保健・医療・福祉の連携による地域生活支援の充実【高齢障害福祉課】

精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、相談支援や必要なサービスにつながる体制の充実を図ります。また、本人の意向を尊重しながら、医療機関や相談支援事業所等との連携を進め、地域生活の継続に必要な支援を提供できる体制づくりに努めます。

（3）障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療

【現状と課題】

・障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療を進めるためには、妊娠期から乳幼児期、成人期まで各段階に応じた保健事業を継続的に推進し、必要な支援につなげることが重要です。

・本市では、妊婦健康診査や産婦健康診査、母子健康手帳交付時や妊娠期の面談・アンケート等を通じて妊産婦の健康状態の把握に努めるとともに、継続的な支援が必要な人への切れ目のない支援を行っています。

・育児相談や乳幼児健康診査、発達相談会等を実施し、乳幼児の発達状況の確認や保護者への相談支援を行うとともに、必要に応じて専門機関と連携し、発達障害等の早期発見・早期療育につなげています。さらに、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う鳥栖市巡回支援専門員整備事業を実施しています。

・成人期においては、健康診査の受診勧奨や保健指導等を通じて、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組み、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

・今後も、母子保健、健康づくり、医療、福祉等の関係機関が連携し、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療を進めるとともに、各段階に応じて必要な支援につなげる体制の充実が求められています。

音声コード

【今後の取組】

① 妊産婦に対する保健事業の充実 【健康増進課】

妊娠に対して、健康状態を定期的に確認するための妊婦健診の助成をし、妊娠中の健康管理等の充実に努めます。

② 乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進
【高齢障害福祉課・健康増進課】

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

③ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進 【保険年金課・健康増進課】

特定健診やがん検診等により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくりを推進し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

音声コード

4 教育、スポーツ・文化芸術活動等

障害のあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、障害のあるなしに関わらず、互いの人格と個性を尊重しながらともに学ぶことのできるインクルーシブ教育を推進することが重要です。このため、合理的配慮の提供や教育環境の整備、関係機関との連携を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の充実を図ります。

また、障害のある人がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動、生涯学習などに主体的に参加し、活動を通じて社会参加や交流を深めることができるよう、参加しやすい環境づくりや活動機会の充実を図ります。

(1)インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

・本市では、就学相談会の実施や個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用、幼保小及び小中学校間の連携などにより、一人ひとりの教育的ニーズや発達段階に応じた教育支援を進めています。

・特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の実施や、ICT機器・デイジー教科書の活用、校内支援体制の充実などを通じて、教職員の専門性の向上や教育環境の整備に取り組んでいます。

・今後も、障害のあるなしに関わらずともに学ぶことのできる教育環境の充実を図るため、合理的配慮の提供や教育環境の整備を進めるとともに、保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携した切れ目のない支援体制の充実や、インクルーシブ教育に対する理解促進を図る必要があります。

【今後の取組】

① 就学及び教育支援体制の充実 【学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障害のある子どもの発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へのさらなる周知に努めます。

音声コード

② 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の充実 【学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、評価を行います。

また、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に幼保小連絡協議会や小中学校校長研修会等を開催し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関とのさらなる連携構築に努めます。

③ 教職員の資質の向上と支援体制の充実 【学校教育課】

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等に参加を促し、発達障害や障害種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

④ 教育環境の整備 【教育総務課・学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進に努めます。

また、障害のある子どもの就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活が送れるように、教育環境の整備に努めます。

音声コード

⑤ インクルーシブ教育理念等の啓発 【学校教育課】

「共に学び成長する子ども条例」に基づき、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが地域の学校で共に学び、共に成長できるよう、保護者に対してインクルーシブ教育の理念と重要性の啓発を行うとともに、その理解促進を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりへの理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあう豊かな心を培うために、全校体制で道徳教育に取り組むとともに、全校集会における校長講話や児童会・生徒会の主体的な取組による集会活動などによって心の教育のさらなる充実を図ります。

さらに教育委員会と学校が連携し、保護者を対象とした就学相談会を引き続き開催します。

(2)スポーツ・文化芸術活動等の振興

【現状と課題】

・本市では、市民パラスポーツフェスタをはじめとするスポーツイベントの開催や各種スポーツ大会・スポーツ教室の周知を行うとともに、文化芸術活動に関する情報提供や発表の場の提供など、障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への参加促進に取り組んでいます。

・スポーツ、レクリエーションや文化芸術活動、生涯学習などへの参加は、障害のある人の生きがいや健康の増進につながるとともに、社会参加や地域との交流を促進する重要な機会となります。

・今後も、障害のある人が地域の中でスポーツや文化芸術活動等に主体的に参加できるよう、活動機会の充実を図るとともに、障害特性に配慮した参加しやすい環境づくりを進めることが求められています。

【今後の取組】

① スポーツ活動への参加促進 【スポーツ振興課】

市民パラスポーツフェスタなど、スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障害のある人のスポーツ活動への参加促進を図るため、佐賀県パラスポーツ協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知に努めます。

音声コード

② 文化芸術活動の支援【高齢障害福祉課・文化芸術振興課】

障害のある人が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。また、障害のある人が文化芸術にふれる機会の創出に努めます。

音声コード

5 雇用・就業、経済的自立の支援等

障害のある人が、その能力や適性、希望に応じて働き、社会経済活動に参加することは、自己実現や生きがいにつながるとともに、地域社会の活力にもつながる重要な取組です。そのため、職業能力の向上や多様な就業機会の確保を図るとともに、一般就労と福祉的就労の双方を推進し、一人ひとりの状況や希望に応じた就労支援や職場定着支援の充実を図ることが必要です。また、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、関係機関や企業との連携を強化するとともに、経済的自立に向けた支援を行います。

(1)雇用・就業の促進

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、鳥栖市が暮らしやすいまちになるために重要なこととして、「雇用・就労の場の確保」と回答した人の割合が、知的障害のある人(40.9%)と精神障害のある人(43.6%)で高くなっています。

・障害のある人や病気を抱えている人が働き続けるために必要なこととして、「職場の障害のある人への理解」(50.1%)、「通勤手段の確保」(39.0%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(38.8%)をあげる人の割合が高く、障害特性の応じた職場環境の整備や合理的配慮の提供が求められています。

・本市では、佐賀労働局と雇用対策協定を締結し、関係機関との連携強化を図るとともに、就労に関する制度や支援についてチラシ等による周知に取り組んでいます。一方で、ヒアリング調査では、企業側の障害のある人への理解が十分ではないとの意見があり、引き続き理解促進に向けた取組が求められています。

・ヒアリング調査では、鳥栖公共職業安定所管内において、精神障害のある人を中心に就職活動が活発化しており、新規求職申込件数や就職件数、新規登録者が増加している一方で、求職者の増加に就職決定が十分に追いついていない状況があるとの意見がありました。

・障害のある人が希望や能力、適性に応じて働くことができ、就労を継続できる環境を整備するため、事業主への啓発や関係機関との連携を進めるとともに、市役所を含め、障害のある人の雇用の促進に取り組む必要があります。

音声コード

【今後の取組】

① 事業主等への啓発 【高齢障害福祉課・商工観光課】

ハローワーク（ジョブナビ鳥栖を含む）、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めます。また、障害者トライアル雇用や短時間就労など、障害のある人が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障害のある人の雇用促進のために、関係機関と連携し地域の民間企業等に対して障害の正しい理解を促進するための啓発を行うとともに、研修・セミナーへの参加勧奨に努めます。

② 市役所における雇用の確保 【総務課】

障害のある人の雇用については、障害のある人の任用を適宜実施することで、就業の機会の確保に努めます。

音声コード

（2）総合的な就労支援の充実

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、現在就学・就労していない人のうち、「今後収入を得る仕事をしたい」と回答した人の割合は 13.2%となっています。

・ヒアリング調査では、障害のある人の就労促進に向けて、企業と就労支援事業所等が障害特性や支援状況等の情報を共有する機会や、企業と事業所をつなぐ取組の充実を求める意見がありました。

・障害者雇用率の達成を目的とした採用だけではなく、採用後の職場定着に向けた支援が必要であり、定期的な面談や業務量の調整など、障害特性に応じた配慮や柔軟な働き方への対応が必要であるとの意見がありました。

・障害のある本人の能力だけではなく、職場における障害への理解不足や配慮方法がわからないこと、コミュニケーションへの不安などが雇用拡大の障壁となることから、管理職や現場担当者を含めた職場全体の理解促進や研修の充実が必要であるとの意見がありました。

・学校から就労支援への円滑な移行に向けて、教職員にも障害福祉サービスの制度改正や利用要件、サービス内容等について理解を深めてほしいとの意見がありました。

・障害のある人が希望や能力、適性に応じて一般就労へ移行し、その後も就労を継続できるよう、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援の充実を図るとともに、ハローワーク等の就労支援関係機関や企業、障害福祉サービス事業所等の連携による支援体制の充実や、障害者就労施設等への支援を進める必要があります。

【今後の取組】

① 就労移行支援や就労継続支援の利用促進 【高齢障害福祉課】

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害のある人に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援Ａ型、Ｂ型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けたさらなる支援に努めます。

音声コード

② 就労支援関係機関等との連携による就労支援体制の充実 【高齢障害福祉課】

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努めます。

③ 就労定着支援の促進 【高齢障害福祉課】

就労定着支援（障害福祉サービス）の普及・啓発を行い、積極的な活用による障害のある人の職場定着を促進します。

また、障害のある人の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障害のある人の就労定着の支援を行います。

④ 障害者就労施設等への支援 【高齢障害福祉課】

鳥栖市における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。

（3）経済的自立の支援

【現状と課題】

・障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、就労による所得の確保に加え、障害年金や各種手当、医療費助成などの経済的な支援制度を適切に利用できる環境づくりが重要です。

・障害のある人やその家族が必要な支援制度を円滑に利用できるよう、「障害者ハンドブック」の活用などによる制度の周知や相談支援の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

① 年金・手当制度の周知 【保険年金課・高齢障害福祉課・こども育成課】

障害のある人の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度等の各種手当制度の周知に努めます。

音声コード

② 税の減免、各種割引制度の周知 【税務課・高齢障害福祉課】

障害のある人の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やＪＲ等の鉄道運賃、バス運賃、有料道路通行料、ＮＨＫ放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

③ 医療費公費負担制度の周知 【高齢障害福祉課】

重度心身障害者医療費助成制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図ります。

6 生活環境

障害のある人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、自分らしく生活していくためには、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが重要です。このため、公共施設や道路、公共交通機関、住宅などのバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人をはじめ、こどもから高齢者まで、すべての人が利用しやすい生活環境の整備を進めます。

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、鳥栖市が暮らしやすいまちになるために重要なこととして、身体障害のある人では「道路や建物のバリアフリー化」（23.1%）と回答した人の割合が比較的高くなっています。

・本市では、道路における自動車歩行者道の整備や歩道段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、誰もが安全に移動できる環境整備を進めています。

・障害のある人をはじめ、高齢者やこどもなど、誰もが安全・安心に移動し、施設等を利用できるよう、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進することが求められます。

音声コード

【今後の取組】

① 公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進【建設課】

バリアフリー新法や佐賀県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路については、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障害者誘導ブロック等の設置など、障害のある人や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、さらなるバリアフリー化に努めます。

② 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実 【高齢障害福祉課】

福祉のまちづくりは、障害のある人をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることから、その啓発に努めるとともに、視覚障害者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障害のない人による障害者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反による障壁が生じることのないよう、啓発に努めます。

③「パーキングパーミット制度」の普及促進 【高齢障害福祉課】

身障者用駐車場を本当に必要な人のために確保する「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、利用できる方を明らかにすることで、身障者用駐車場の適正利用を図る「佐賀県パーキングパーミット制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

音声コード

（2）住宅環境の整備

【現状と課題】

・障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、障害特性やライフステージに応じた住まいの確保と、安全で暮らしやすい住宅環境の整備が求められています。

・市営住宅では、障害のある人の世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅の計画的な整備やバリアフリー化など、障害のある人に配慮した住環境の整備を進めています。引き続き、居住ニーズに応じた住まいの確保を進める必要があります。

・障害のある人の多くが居住する民間住宅においても、住宅改修等の支援制度の活用を促進し、安全で安心して暮らせる住環境の整備を進める必要があります。

【今後の取組】

① 障害のある人に配慮した市営住宅の整備及び入居支援 【建設課】

障害者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅の計画的整備を図るとともに、バリアフリーに配慮した施設整備に努めます。

② 住宅改修等の支援 【高齢障害福祉課】

日常生活用具給付事業により、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成します。

音声
コード

7 情報アクセシビリティ

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく社会参加していくためには、必要な情報を円滑に取得し、利用できる環境を整備するとともに、円滑な意思疎通を支援することが重要です。本市では、令和7年10月から「鳥栖市手話言語条例」を施行しており、障害特性に応じた情報提供の充実を図るとともに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。あわせて、要約筆記、点字、音訳、ICT等を活用した情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援体制の充実を推進し、誰もが必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができる環境づくりを進めます。

(1)情報収集・提供の充実

【現状と課題】

・デジタル化の進展に伴い、情報の提供方法が多様化している一方で、障害特性に応じた情報提供や情報アクセシビリティへの配慮が求められています。

・行政情報や福祉サービス、防災情報などを必要な人に確実に届けるため、多様な媒体を活用した情報提供や、誰もが利用しやすい情報発信の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

① 多様な手段による情報提供の充実 【高齢障害福祉課】

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、市報や市ホームページ、市公式 SNS を活用した情報提供のさらなる充実に努めます。

② 障害者ハンドブックの定期的な更新・配布 【高齢障害福祉課】

障害のある人に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「障害者ハンドブック」を制度改正等に合わせて定期的に更新・配布します。

③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの確保 【情報政策課】

市のホームページが障害のある人を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティに取り組みます。

音声コード

(2)コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

・市民アンケート調査では、「鳥栖市手話言語条例」を「知っている」と回答した人の割合は3.2%、「内容までは知らないが、条例ができたことは聞いたことがある」が 6.2%、「知らない」が 90.6%となっており、認知度は低い状況です。

・本市では、令和7年10月より一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を市役所の代表電話等に導入しています。

・聴覚に障害のある人に対する理解と認識を深め、手話で日常生活を送るために必要な単語や手話表現技術を習得するための「手話奉仕員養成講座」を鳥栖市及び三養基郡各町が毎年共同で開催しています。

・手話奉仕員養成講座の参加意向については、「参加してみたい」が 8.1%、「月1～2回程度であれば参加してみたい」が 32.8%となっており、一定の関心がみられる一方で、「参加したくない、興味がない」は 58.2%となっています。

・障害のある人が円滑に意思疎通を図り、地域で安心して暮らせるよう、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段への理解促進を図るとともに、コミュニケーション支援体制の充実や支援を担う人材の確保・育成を進める必要があります。

【今後の取組】

① コミュニケーション支援体制の充実とその担い手の確保 【高齢障害福祉課】

聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

② 情報・意思疎通支援用具の給付 【高齢障害福祉課】

重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障害のある人のコミュニケーションを支援します。

音声コード

8 安全・安心

近年、自然災害の激甚化・頻発化や感染症の発生・蔓延など、障害のある人の生活に大きな影響を及ぼす事態への備えが一層重要となっています。障害のある人が災害時等に適切な支援を受け、安全・安心に避難や生活を継続できるよう、避難行動要支援者への支援体制の充実や個別避難計画の作成・活用を進めるとともに、福祉避難所の受入体制や機能の充実、防災倉庫の整備等を進め、地域、関係機関及び行政が連携した防災体制の強化を図ります。

また、防犯対策や消費者トラブルの防止を推進するとともに、障害特性に配慮した情報提供や相談体制の充実を図り、障害のある人が地域で安全・安心に暮らせる環境づくりを推進します。

(1)防災対策の推進

【現状と課題】

・障害者手帳所持者アンケート調査では、災害時の避難について、「避難場所は知っているが、ひとりで避難できない」が 17.7%、「避難できない」が 26.4%となっており、多くの人が避難に不安を抱えています。

・家族が不在の場合やひとり暮らしの場合に近所に助けてくれる人については、「いる」が 33.7%である一方、「いない」も 33.7%、「わからない」が 27.5%となっており、地域での支え合いや避難支援体制の充実が課題となっています。

・災害時の不安については、いずれの障害種別においても、「避難先での生活の不安」「避難する際の移動の不安」「災害の状況が伝わってこない場合の不安」に関する不安をあげる人の割合が高くなっています。

・避難所等で困ることについては、身体障害のある人では「トイレのこと」(73.7%)、「薬や医療のこと」(61.1%)、「食事などの配達」(40.8%)、知的障害のある人では「コミュニケーション」(63.6%)、「トイレのこと」(62.1%)、「薬や医療のこと」(45.5%)、精神障害のある人では「トイレのこと」(67.9%)、「薬や医療のこと」(66.7%)、「プライバシーのこと」(57.7%)など、障害特性に応じた支援を必要とする状況がみられます。

・ヒアリング調査では、避難所での生活についても、パニックになってしまうことや自分の意思を伝えることの難しさ、トイレや入浴、睡眠等への不安があるとの意見があり、障害特性に配慮した避難所運営や支援体制の充実が求められています。

・災害時には障害のある人一人ひとりの障害特性に応じた支援が必要であり、普段からの備えや地域全体で支える体制づくりが重要であるとの意見がありました。

音声コード

・障害のある人が安心して避難できる環境づくりや、福祉避難所等の避難先、避難方法、避難後に必要となる福祉的・医療的配慮について、平時から周知しておくことが重要であるとの意見がありました。
・本市では、市報やホームページ、防災チラシ等による防災知識の普及・啓発や、防災行政無線、防災ラジオなどの情報伝達手段の充実、自主防災組織への支援や防災訓練、出前講座の実施、避難所や防災資機材の整備など、防災体制の充実に取り組んでいます。
・障害のある人が災害時に安全かつ円滑に避難し、障害特性に応じた必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者への支援体制の充実や個別避難計画の作成・活用、福祉避難所の受入体制の充実、避難所における障害特性に応じた支援や必要な物資・資機材の確保を進めるとともに、地域住民、関係機関及び行政が連携した防災体制の強化を図る必要があります。

【今後の取組】

① 災害の知識及び対処法についての啓発・広報 【地域福祉課・総務課】

平時から市報や市公式ホームページ、防災パンフレット、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

② 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携 【地域福祉課・総務課】

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を定期的に行い、自治会、民生委員・児童委員等に事前同意者の名簿の提供を行い、避難時や災害時に活用できるように関係機関と連携します。

③ 情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実
【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】

災害時においては、災害情報や避難情報が障害のある人や家族に確実に伝わるよう、防災行政無線など情報伝達手段の確保に努めます。

また、障害のある人やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ速やかに通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備に努めます。

音声
コード

④ 地域防災における連携強化 【総務課】

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の育成に取り組みます。

また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

⑤ 避難所情報の周知と避難所及び福祉避難所の整備充実

【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、避難物資の備蓄や医療品等の調達、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備に努めます。

【新規】⑥ 防災訓練等への参加促進【地域福祉課・総務課】

障害のある人が災害時に適切な避難行動をとることができるよう、地域で実施される防災訓練や避難訓練等への参加を促進します。また、障害のある人やその家族が、地域住民や関係機関とのつながりを平時から築くことができるよう、訓練等を通じた交流や防災意識の向上を図ります。

（2）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

【現状と課題】

・障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、犯罪や消費者トラブルを未然に防止するとともに、被害にあった場合に適切な相談や支援につながることができる体制の充実が必要です。

・本市では、自主防犯活動を行う地域団体への支援や「ながら防犯活動」の推進、市職員等による防犯パトロールの実施など、地域や関係団体と連携した防犯対策に取り組んでいます。

・悪質商法や特殊詐欺、インターネットを利用した消費者トラブルなどが多様化・巧妙化していることから、障害特性に応じたわかりやすい情報提供や相談支援の充実を図るとともに、警察や消費生活センター等の関係機関と連携し、防犯対策や消費者被害防止の取組を推進する必要があります。

音声コード

【今後の取組】

① 防犯対策の充実 【総務課】

地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

② 消費者トラブルの防止と相談支援の充実 【高齢障害福祉課・市民協働課】

障害のある人やその家族等から消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、障害のある人の消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、必要に応じ成年後見制度の情報提供を行います。

音声
コード

第5章　成果目標と活動指標の設定

1　令和11年度の成果目標

第7期鳥栖市障害福祉計画（第3期鳥栖市障害児福祉計画）では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とした成果目標を設定しました。

第8期鳥栖市障害福祉計画・第4期鳥栖市障害児福祉計画では、国の基本指針において示された7項目の成果目標について、これまでの実績や本市の状況を踏まえ、令和11年度を目標年度とする数値目標を設定します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

第7期計画では、令和8年度末までに、令和4年度末時点における施設入所数67人のうち6%以上（5人）が地域生活へ移行するとともに、施設入所者数を5%以上（4人）削減することを目標としていました。

国の基本指針では、令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和11年度末時点の施設入所者数を令和7年度末時点から5%以上削減することを基本としています。また、障害者支援施設等における居室の個室化等の取組状況を把握することとしています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、居室の個室化等の取組状況の把握に努めます。

本計画における令和11年度の成果目標については、次回の計画案において、国の基本指針や令和7年度の実績等を踏まえた具体的な数値を設定します。

数値目標①　福祉施設入所者の地域生活への移行		
第7期計画の実績	令和7年度末の施設入所数	人
	令和7年度末までの削減数	人
	令和7年度末までの地域生活移行者数※	人
本計画の目標値	令和11年度末の施設入所者数	人
	令和11年度末までの削減数	人
	令和11年度末までの地域生活移行者数※	人

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、
生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数

音声コード

（2）【新規】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第7期計画では、精神障害のある人が地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制の充実に取り組んでおり、本市では、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、関係機関相互の連携強化を図ってきました。

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療及び福祉関係者が連携し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めることとしています。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人／年）				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回／年）				
【新】心のサポーター養成研修実施回数（回／年）	―			
【新】精神保健福祉相談員講習会等の実施回数（回／年）	―			
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数（人／月）				
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数（人／月）				
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数（人／月）				
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数（人／月）				
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人／月）				
【新】精神障害のある人の短期入所の利用者数（人／月）	―			

音声コード

（3）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

第7期計画では、令和8年度の目標として、福祉施設利用者の一般就労への移行者数を12人とし、その内訳を就労移行支援事業利用者5人、就労継続支援A型事業所利用者5人、就労継続支援B型事業所利用者を2人と設定していました。

国の基本指針では、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するとともに、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労選択支援、就労定着支援等の充実を図り、一般就労への移行及び定着を推進することとしています。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

数値目標② 福祉施設から一般就労への移行者数等		
第7期計画の実績	令和6年度の年間一般就労移行者数	人
本計画の目標値	令和11年度の年間一般就労移行者数 （令和6年度実績の 1.31 倍以上）※	人
	うち、就労移行支援事業の利用者数 （令和6年度実績の 1.14 倍以上）※	人
	うち、就労継続支援 A 型事業の利用者数 （令和6年度実績の 1.52 倍以上）※	人
	うち、就労継続支援 B 型事業の利用者数 （令和6年度実績の 1.67 倍以上）※	人
	就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	か所

※（）は国の基本指針

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

第7期計画では、令和8年度の目標として、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（12人）のうち、7割（9人）が就労定着支援事業を利用することとしていました。

国の基本指針では、一般就労に移行した障害のある人が就労を継続できるよう、就労定着支援の充実を図ることとしています。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

音声コード

数値目標③　就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率		
第7期計画の実績	令和6年度の就労定着支援事業の利用者数	人
	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	か所
本計画の目標値	令和11年度の年間一般就労移行者数 （令和6年度実績の 1.47 倍以上）※	人
	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	か所

※（）は国の基本指針

【新規】③　就労選択支援事業の提供体制の確保

就労選択支援は、令和7年度から新たに開始された障害福祉サービスです。国の基本指針では、就労選択支援事業の利用促進を図るため、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本としています。

本市では、令和8年7月1日現在、市内に就労選択支援事業所が1か所設置されています。今後も、就労選択支援事業を必要とする人が適切に利用できる提供体制の確保に努めます。

（4）障害児支援の提供体制の整備等

【新規】①　重層的な地域支援体制の構築・障害のあるこどもの地域社会への参加・インクルージョンの推進

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした地域における障害のあるこどもへの支援体制の強化を図るとともに、保育所等訪問支援を活用するなど、障害のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することとしています。

本市では、障害のあるこどもに対する専門的な支援を図るため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を進めるとともに、保育所等訪問支援の提供体制の整備に取り組んできました。令和8年7月1日現在、児童発達支援センターが市内に1か所、保育所等訪問支援事業所が市内に5か所設置されています。

今後も、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の充実を図るとともに、保育所等訪問支援等を活用し、障害のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に取り組みます。

音声コード

② 重症心身障害児・医療的ケアを必要とするこどもへの支援

国の基本指針では、重症心身障害児及び医療的ケアを必要とするこどもが、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、児童発達支援センター等を中核とした支援体制の整備を進めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置や、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市では、重症心身障害児や医療的ケアを必要とするこどもが、身近な地域で支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。令和8年7月1日現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所がそれぞれ市内に1か所設置されています。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（か所）				
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）				
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（か所）				
医療的ケア児支援に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数（人）				

【新規】③ 障害のあるこども・その家族に対する伴走的な支援体制の確保

国の基本指針では、令和11年度までに各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害のあるこども・その家族に対する伴走的な相談支援体制を確保することを基本としています。

本市では、こども家庭センターを中心に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期の不安や悩みを切れ目なく支援するための相談支援に取り組んでいます。今後も、関係機関との連携を強化し、障害のあるこども及びその家族への伴走的な相談支援体制の充実を図ります。

音声コード

（5）地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害のある人の地域生活への移行及び地域生活の継続を支えるため、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図るとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築や、緊急時の対応体制の確保を進めることとしています。また、地域生活支援拠点等については、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討を行うことを基本としています。さらに、強度行動障害の状態にある人について、各市町村又は圏域において、状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市では、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら、面的な整備による地域生活支援拠点等の構築を進めてきました。一方で、ヒアリング調査では、地域生活支援拠点等の機能を充分に発揮するため、緊急時における受け入れ先や支援の流れの具体化、コーディネーターの役割や配置体制の整理が課題としてあげられました。また、緊急時の対応体制を確保するため、短期入所等の既存資源の活用や、新たな受け入れ体制の整備など、具体的な取組を検討する必要があるとの意見がありました。

今後は、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等において、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を行いながら、緊急時の対応を含めた必要な機能の充実を図ります。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

成果指標・活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数（か所）				
コーディネーターの配置人数（人／年）				
運用状況の検証及び検討の実施回数（回／年）				
【新】強度行動障害の状態にある人への支援体制の整備	―			

※面的な整備：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

音声コード

（6）相談支援体制の充実・強化等

① 総合的・専門的な相談支援

国の基本指針では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行い、それぞれが連携することにより、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。また、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与し、個別事例等の検討を通じて地域における障害のある人の支援体制の整備に取り組む体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターを中心に、障害の種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援体制を実施するとともに、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等と連携しながら、地域の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

② 地域の相談支援体制の強化

国の基本指針では、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図り、令和11年度末までに望まないセルフプランの件数をゼロにすることを基本としています。

本市では、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うとともに、鳥栖・三養基地域自立支援協議会相談支援部会を活用し、相談支援事業所や関係機関との連携強化を図ります。また、セルフプランの状況を把握・分析し、障害のある人が必要な相談支援を適切に利用できる体制づくりを進めます。

本計画における活動指標については、国の基本指針や本市の実績等を踏まえ、次回の計画案において具体的な目標値を設定します。

活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施				
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数（件／年）				
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件／年）				
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回／年）				

音声コード

活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善（事例検討実施部会数）				
【新】セルフプラン分析の実施	―			
【新】望まないセルフプラン件数（件）	―			

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

国の基本指針では、障害福祉サービス等の質の向上を図るために、各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用を行うこととしています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他各種研修への市職員の参加を促進し、障害福祉制度に関する知識や専門性の向上を図ることにより、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

本市では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を適正な給付事務や障害福祉サービス等の質の向上に活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数（人／年）				
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用した事業所や関係自治体との共有回数（件／年）				

音声コード

2 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量(活動指標)を以下のとおり見込みます。第8期計画の見込み量については、次回計画案において具体的な数値を設定します。

(1)訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	132	127				
利用時間(時間／月)	1,525	1,545				

※サービス見込み量の単位
人　／月：１か月当たりの利用人数
時間／月：１か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）
人日／月：１か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障害のある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	4	3				
利用時間(時間／月)	713	1,076				

音声コード

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	15	15				
利用時間（時間／月）	179	171				

④ 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	11	14				
利用時間（時間／月）	92	104				

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	0	0				
利用時間（時間／月）	0	0				

音声コード

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区　分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	125	125				
利用日数(人日／月)	2,338	2,364				

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練(機能訓練)

区　分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	1	1				
利用日数(人日／月)	11	2				

音声コード

■自立訓練（生活訓練）

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	9	12				
利用日数（人日／月）	86	120				

③ 就労選択支援

障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスで、令和7年10月から施行されています。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／年）	―	0				
利用日数（人日／年）	―	0				

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	29	31				
利用日数（人日／月）	317	251				

音声コード

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	149	137				
利用日数（人日／月）	2,330	2,138				

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	276	290				
利用日数（人日／月）	3,990	4,270				

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害のある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	6	9				

音声コード

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	36	36				

⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	33	37				
利用日数（人日／月）	66	88				

（3）居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	0	0				

音声コード

② 共同生活援助(グループホーム)

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	174	194				
うち重度障害者の利用者数(人／月)	19	20				

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人／月)	67	66				

(4)相談支援

① 計画相談支援

障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数(人)	728	757				

音声コード

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行うサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	2	2				

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人、地域生活が不安定な障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区　分	第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	2	1				

音声コード

3 障害児福祉サービスの見込量

第3期計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みます。

第 3 期計画の見込み量については、次回計画案において具体的な数値を設定します。

① 児童発達支援

未就学の障害のあるこどもについて、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	262	285				
利用日数（人日／月）	1,839	2,111				

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

区 分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	0	0				
利用日数（人日／月）	0	0				

音声コード

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のあるこどもについて、障害のあるこどもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区　分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	0	0				
利用日数（人日／月）	0	0				

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のあるこどもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区　分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	53	48				
利用日数（人日／月）	39	44				

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

区　分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	659	693				
利用日数（人日／月）	6,734	7,559				

音声コード

⑥ 障害児相談支援

障害のあるこどもの自立した生活を支え、障害のあるこどもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障害のあるこどもに対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区　分	第3期（実績）		第3期（見込み）	第4期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	921	981				

音声コード

4 地域生活支援事業の見込量

第7期計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みます。

> 第 8 期計画の見込み量については、次回計画案において具体的な数値を設定します。

（1）理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

小中学校や市民・企業、福祉関係の学生などを対象に、障害特性をわかりやすく解説するとともに、障害のある人や福祉関係業務等の理解を深めるための教室や研修を開催します。また、当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害のある人等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害のある人等に対する理解を深めるイベントを行います。

区　　分		第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室等開催回数	（回/年）	4	5				
イベント開催回数	（回/年）	1	1				

（2）自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

障害のある人等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動を支援します。

区　　分		第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ピアサポート	回数（回/年）	10	10				
	延べ人数（人/年）	92	108				

音声コード

(3)相談支援事業

障害のある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した障害者差別解消支援地域協議会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。また、鳥栖・三養基地区虐待防止センターを活用し、障害のある人への虐待の防止及び早期発見に努めます。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業実施箇所数	(か所)	3	3				
地域自立支援協議会設置箇所数	(か所)	1	1				
利用件数	(件/月)	659	613				

(4)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市長申立て利用実人数	(人/年)	1	0				
報酬助成利用実人数	(人/年)	5	5				

音声コード

(5)意思疎通支援事業

点訳や音訳のほか、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害のある人の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会への委託により、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、事業の周知を図ります。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者・要約筆記者派遣回数	(回/年)	19	22				

(6)日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	4	5				
自立生活支援用具	(件/年)	6	7				
在宅療養等支援用具	(件/年)	8	9				
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	9	8				
排せつ管理支援用具	(件/年)	1,451	1,538				
住宅改修	(件/年)	2	1				

音声コード

(7)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行う事業です。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養成講座開催回数	(回/年)	47	47				
利用実人数	(人/年)	22	20				

(8)移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	(か所)	23	19				
利用実人数	(人/年)	30	20				
利用延時間数	(時間/年)	1,402	1,914				

(9)地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行うサービスです。

本市内には、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練等を提供するⅡ型(鳥栖市身体障害者福祉センター)があります。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センターⅡ型	(か所)	1	1				

音声コード

(10)福祉ホーム事業

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行うサービスです。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実人数	(人/月)	2	2				

(11)訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障害のある人に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実人数	(人/年)	4	3				
利用延日数	(回/年)	401	395				

(12)巡回支援専門員整備事業

保育所等のこどもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害のあるこども等の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

区　　分		第7期(実績)		第7期(見込み)	第8期(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	(か所)	32	30				
巡回延回数	(回/年)	239	265				

音声コード

（13）日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区　　分		第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	（か所）	18	19				
利用実人数	（人/年）	43	40				
利用延日数	（日/年）	1,480	1,404				

（14）社会参加促進事業

（自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業）

障害のある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区　　分		第7期（実績）		第7期（見込み）	第8期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実人数	（人/年）	6	14				

音声コード

第6章　計画の推進体制

1　関係機関等との連携

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、高齢障害福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害のある人や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「鳥栖・三養基地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2　計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、高齢障害福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

音声
コード